○文部科学省令第十四号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「、国際協力調査官及び開発協力推進専門官」を「及び国際協力調査官」に改め、同条第七項を削る。

第十九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「地域・学校支援推進室」を「地域学校協働推進室」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　地域学校協働活動（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第二項に規定する地域学校協働活動をいう。以下この項において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第十九条第二項中「地域・学校支援活動」を「地域学校協働活動」に改め、同条第三項中「地域・学校支援推進室」を「地域学校協働推進室」に改める。

第二十一条の見出し中「専門調査官及び」を削り、同条第一項中「専門調査官一人及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第四十二条第一項中「私学共済室私学行政専門官」を「私学共済室及び私学行政専門官」に改める。

第六十一条の見出し及び同条第一項中「、元素戦略専門官及び情報研究推進専門官」を「及び元素戦略専門官」に改め、同条第八項を削る。

第七十六条の見出し及び同条第一項中「、国際スポーツ交流推進専門官」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七十九条の見出し中「会計室」の下に「及び企画官」を加え、同条第一項中「会計室」の下に「及び企画官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

4　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

第八十五条第三項中「及び文化財総合活用推進調査官一人」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第六条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第二条　文部科学省組織規則の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条」を「第八十八条」に、「第八十八条」を「第八十九条」に、「第八十九条」を「第九十条」に改める。

第二十二条第一項中「五十六人」を「五十七人」に改める。

第六十条第五項中「及びヒト細胞研究対策専門官」を「、ヒト細胞研究対策専門官及びゲノム改変研究対策専門官」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　ゲノム改変研究対策専門官は、ゲノムの改変に関する技術を用いた研究に関する生命倫理に係る専門的事項についての指導及び助言に当たる。

第八十五条の見出し及び同条第一項中「アイヌ文化振興調査官」の下に「、国立アイヌ民族博物館設立推進調査官」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　国立アイヌ民族博物館設立推進調査官は、国立アイヌ民族博物館の設置に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

第八十九条を第九十条とし、第八十八条を第八十九条とし、第八十七条の次に次の一条を加える。

（熊本地震災害復旧対策調査官）

第八十八条　文化財部に、熊本地震災害復旧対策調査官一人を置く。

2　熊本地震災害復旧対策調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち平成二十八年熊本地震により被災した建造物である有形文化財の修理又は復旧に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に関するものを助ける。

附則に次の一条を加える。

（文化庁文化財部熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例）

第九条　第八十八条第一項の熊本地震災害復旧対策調査官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令中、第一条の規定は平成二十九年四月一日から、第二条の規定は平成二十九年十月一日から施行する。

○文部科学省令第十五号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

第一条　国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「四十五人」を「四十四人」に改める。

第二条　国立教育政策研究所組織規則の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「十一人」を「十三人」に改める。

附　則

この省令中、第一条の規定は平成二十九年四月一日から、第二条の規定は平成二十九年十月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、七六一人」を「一、七五八人」に改め、同表スポーツ庁の項中「一二一人」を「一二〇人」に改め、同表文化庁の項中「二三三人」を「二三八人」に改め、同表合計の項中「二、一一五人」を「二、一一六人」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十九年九月三十日までの間においては、一、七八五人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。